

水海水門無停電電源装置更新業務委託 特記仕様書

第1章 総 則

第1条 適用範囲

本仕様書は、水海水門無停電電源装置更新業務委託（以下、「本業務」という。）に関して必要な事項を定める。

第2条 業務目的

本業務は、水海水門に設置されている無停電電源装置（1台）について、本体使用推奨期限を超過したため、交換を実施するもの。また、収納盤についても一式交換するものである。

第3条 関係法令等

本業務の実施にあたっては、本仕様書、契約書、設計図書に定めるもののほか、次の基準・要領等に準拠するものとする。

- (1) 共通仕様書（Ⅰ～Ⅲ）岩手県県土整備部
- (2) 電気事業法、同施行令、同施行規則
- (3) 電気設備技術基準
- (4) 日本産業規格（J I S）
- (5) 日本電機工業会規格（J E M）
- (6) 電気規格調査会標準規格（J E C）
- (7) 電気設備に関する技術基準を定める省令（国土交通省）
- (8) 電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省）
- (9) あと施工アンカーボルト設計・施工要領（案）・同解説
（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室監修）
- (10) その他、関係法令規則等

第2章 業務概要

第1条 業務内容

既設無停電電源装置及び収納盤・架台を撤去し、無停電電源装置及び収納盤を新設する。新設無停電電源装置への交換は、機種を選定、調達を含み、蓄電池も含めて交換の対象とする。新設収納盤への交換は、部品を選定、調達、盤改造を含む。また、蓄電池を含む既設無停電電源装置及び既設収納盤・架台について、適切に処分を実施するものとする。

第3章 機器仕様

第1条 新設仕様

1 無停電電源装置

ア 本体 富士電機(株)製 MUP302GX1AB1T-JMR 1台 同等品

イ 増設バッテリー 富士電機(株)製 RRAEBM302GX1AB-M 1台 同等品

2 収納盤

ア キャビネット本体 日東工業(株)製 E50-812B 1台 同等品

イ 改造等内容

(ア) ルーバー 日東工業(株)製 SLS-20FR 2個 同等品

(イ) ファン 日東工業(株)製 PF-145H-M 1個 同等品

(ウ) フィルタ 日東工業(株)製 EFC-20A 2個 同等品

(エ) サーキットプロテクタ 三菱電機(株)製 CP30-BA-2P-10A(AL付) 1個 同等品

(オ) サーモスタット オムロン(株)製 E5L-A AC100V 0～50℃ 1個 同等品

(カ) セレクトスイッチ IDEC(株)製 ASN-211 1個 同等品

(キ) スイッチ取付金具

(ク) 雑材料費(取付板・電線・端子台他)

第2条 既設仕様

1 無停電電源装置

ア メーカー名 富士電機(株)製

イ 型式 M-UPS030AD1B-U 1台

2 収納盤

ア メーカー名 日東工業(株)製

イ 型式 LE35-810

ウ 外形寸法 800×1,000×350mm

エ 質量 63kg

3 既設架台仕様

ア 外形寸法 800×321×194mm

第4章 施工内容等

第1条 耐震設計

耐震設計基準は国土交通省「電気通信設備工事共通仕様書」及び国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室監修「あと施工アンカーボルト設計・施工要領(案)・同解説」を適用する。受注者は耐震計算書を提出し、発注者の承諾を得ること。

第2条 作業前準備

水門設備に影響の無いように施工を計画の上、水門設備の各ブレーカー「切」等を実施し、安全かつ水門設備への影響が最小限となるようにすること。

第3条 作業

既設無停電電源装置及び収納盤・架台の撤去及び、新たな無停電電源装置及び収納盤の設置を行う。

第4条 作業後確認

水門設備の各ブレーカー「切」復帰等を実施し、水門設備を作業前の状態に復旧させ、設備が正常に動作することを確認する。

第5条 既設無停電電源装置及び収納盤・架台の適正処分

撤去した装置等は、各種法令等に基づいて、適切に処分を実施すること。

第5章 提出書類

第1条 工事完成時には完成図書（完了報告書等）を提出すること。

第2条 主要な工事、作業の施工状況の確認に必要な写真を撮影し工事写真帳を作成し提出すること。

第3条 既設無停電電源装置及び収納盤・架台の撤去について、適切に処分を実施したことを証明できる書類を提出すること。

第6章 その他

第1条 引き渡しを受けた成果物の保証期間は、引き渡しの日から1年とし、この期間中に発生した故障で受注者の責任とみなされるものについては、速やかに無償で修復するものとする。

第2条 本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、協議により決定することとする。